

議員提出議案第1号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年3月22日

提出者 三朝町議会議員 清水 成 眞

賛成者 三朝町議会議員 能 見 貞 明

賛成者 三朝町議会議員 牧 田 武 文

賛成者 三朝町議会議員 平 井 満 博

賛成者 三朝町議会議員 池 田 雅 俊

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前																	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>常任委員 会の種類</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業民生 常任委員 会</td> <td>農林課、企画観光課、 建設水道課、農業委員 会及び町民税務課に関 する事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	常任委員 会の種類	所管	略		産業民生 常任委員 会	農林課、企画観光課、 建設水道課、農業委員 会及び町民税務課に関 する事項	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>常任委員 会の種類</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業民生 常任委員 会</td> <td>農林課、企画観光課、 建設水道課、農業委員 会、町民税務課及び三 朝町営国民宿舎ブラン ナールみささに関する 事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	常任委員 会の種類	所管	略		産業民生 常任委員 会	農林課、企画観光課、 建設水道課、農業委員 会、町民税務課及び三 朝町営国民宿舎ブラン ナールみささに関する 事項	略		
常任委員 会の種類	所管																		
略																			
産業民生 常任委員 会	農林課、企画観光課、 建設水道課、農業委員 会及び町民税務課に関 する事項																		
略																			
常任委員 会の種類	所管																		
略																			
産業民生 常任委員 会	農林課、企画観光課、 建設水道課、農業委員 会、町民税務課及び三 朝町営国民宿舎ブラン ナールみささに関する 事項																		
略																			

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。